



固定的な監査報酬と不正会計に関する実証分析

尾関, 規正
高田, 知実

(Citation)

國民經濟雜誌, 216(4):57-72

(Issue Date)

2017-10-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/E0041287>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0041287>



固定的な監査報酬と不正会計に関する実証分析

尾 関 規 正
高 田 知 実

国民経済雑誌 第 216 卷 第 4 号 抜刷

平成 29 年 10 月

固定的な監査報酬と不正会計に関する実証分析

尾 関 規 正
高 田 知 実

監査人は、クライアントのリスク状況に応じて必要な監査手続を検討し、監査計画を立て監査を実施する。企業を取り巻く経済環境は日々変動するため、監査人が必要と判断する監査手続と監査時間も期によって異なり、監査報酬もそれに依拠して変動するはずである。しかし、日本企業が支払う監査報酬は、低廉かつ固定的であることが明らかにされており、それが監査の品質に影響を及ぼしている可能性がある。本稿での分析により、大手監査事務所のクライアントは、固定的な監査報酬を支払っている場合に、監査人によって不正会計が看過されていることが判明した。不正会計が見過されることは、監査の品質が著しく損なわれている状況を表すため、この結果は、大手監査事務所に対する固定的な監査報酬の支払いが、監査の品質を損なうことを意味している。

キーワード 監査報酬、監査の品質、不正会計

1 問 題 提 起

日本の監査環境は、過去20年ほどで大きな変化を経験している。まず、2002年の監査基準の改訂では、不正を発見する姿勢の強化や継続企業の前提に関する開示が織り込まれ、続く2005年の監査基準の改訂では、事業上のリスク（ビジネス・リスク）を重視したリスク・アプローチが導入された（伊豫田・松本・林、2015）。その後、2008年の金融商品取引法の制定により、財務報告にかかる内部統制への監査や四半期財務報告に対するレビューが導入されたことで、監査サービスの変容をもたらした。その後、2010年にも監査基準が再改訂されるなど、枚挙に暇がない。いうまでもなく、制度変更は監査の品質を高めるという趣旨で行われるため、監査実務では制度対応を踏まえた品質の向上が期待されている。

その一方で、日本の監査市場では、その低廉な報酬が問題視されて久しい。監査報酬の水準を決定するには、一般に、タイムチャージ方式（監査時間にチームメンバーのランク別チャージレートを掛け合わせて報酬額を算出する）が用いられている。つまり、制度対応で、あるいはクライアントのリスク状況に合わせて追加的な監査手続をとるということは、十分な監

査時間を確保することを意味するが、それには相応の監査報酬の支払いが必要不可欠なのである。それにもかかわらず、金融商品取引法制定による影響を受けた2009年を除き、制度の変遷にもかかわらず、監査報酬は低廉な水準で横ばい、あるいは微増という状態が続いている。また、日本企業が支払う監査報酬の潜在的問題は、それが低廉であることに限らない。低廉であるだけでなく、報酬額が複数期間にわたって固定されているのである（高田, 2017）。高田（2017）は、そのような固定的な報酬の支払いが行われる背後にある要因を検証し、クライアントがより交渉力をもつ状況では、監査報酬の固定化が生じやすいことを示す結果を提示している。交渉力が価格決定において重要な要因であることを考えれば、クライアントによる交渉力の強さが低廉かつ固定的な監査報酬を可能にしているというのは、至極合理的な関係である。しかし、この合理的な関係性について、私たちが関心をもつべきは、それによって監査の品質に影響を及ぼしていないか、である。本稿は、この研究課題に取り組む。

以下、本稿の構成は次のとおりである。第2節では、本稿での研究課題についてより詳しく議論するとともに、仮説を提示する。第3節では、サンプルの抽出方法を述べ、続く第4節では分析モデルを示す。第5節では分析結果を報告して仮説を検証し、最後に結論と展望を述べる。

2 研究課題

2.1 固定的な監査報酬と監査の品質

監査人は、事前に識別される重要な虚偽表示リスク（material misstatement risk）の程度（および許容される監査リスクの程度）¹⁾に応じて監査資源の投入量を決定する（PCAOB, 2015）。学術研究においても、監査報酬モデル研究の嚆矢となる Simunic（1980）において、①監査資源の投入量と②当期の監査に関連して将来に生じうる訴訟や評判の失墜に関連して負担することになる費用の期待値、が監査報酬を左右するとしている。②は①の関数として表現されており、これはリスクの程度に応じて監査資源の投入量を変化させることを想定したものである。実際、Simunic（1980）以降の学術研究では、直接的にあるいは間接的に企業のリスクと関連する様々な要因が監査報酬に影響を及ぼすことが明らかにされてきた（Hay et al., 2006）。具体的には、規模、事業の複雑性、固有リスクの高い財務諸表項目の割合、財務指標から推定される（ビジネス）リスク、取締役や株主構成といったガバナンスの有効性、監査人の特性（規模等）等である。一方、具体的な監査資源の配分について、Mock and Turner（2005）は識別された不正リスクに応じて、チームメンバーや監査手続の内容と範囲が変化することを報告している。また、福川（2012）はリスク変化が監査資源と監査報酬の両方に影響を及ぼすことを明らかにした。つまり、クライアントのリスクに応じて、監査チームの構成や監査時間といった監査資源の投入量が決定され、それと同時に監査報酬の

額へも影響を及ぼすのである。

しかし、実際には監査報酬額が前年と変わらず維持されるというケースが、日本市場では多くみられる（高田，2017）。企業によって様々であろうが，2年間（以上）にわたり，リスク状況に変化がないというのは考えにくい。特に上場企業であれば，2つ以上の業種にまたがる事業を運営していたり，めまぐるしく変化する経済環境や消費者の需要にさらされているため，リスク状況は日々変化するであろう。このため，監査報酬が前年と変わらず固定的になっているとすれば，それは，リスクに連動して監査資源が投入されていないことを意味すると考えられるのである。

監査資源の投入量がクライアントのリスク状況に連動していないことは，どのような含意をもっているのであろうか。この点について議論するには，まず日本市場における監査報酬が，平均的に低廉であることを確認する必要がある。監査人・監査報酬問題研究会（2012）等で批判的に述べられているように，日本の上場企業が支払う監査報酬は，同等のアメリカ企業に比べて低廉である。時期によってその水準は異なるであろうが，2011年前後において，日本企業が支払った監査報酬はアメリカ企業の29%にも満たなかったという（松本・町田，2012，22頁）。市場の環境や企業属性等が異なるため，日本企業とアメリカ企業を単純に比較して議論するのは適切ではないかもしれないが，これらの企業の間には，支払われる報酬の間に歴然とした差が存在している。この実態を，固定的な監査報酬の支払い実態と併せて考えると，日本の上場企業の中には，本来支払われるべきよりも低い水準の報酬を固定的に支払っている企業が一定数存在していると解せられる。

それでは，監査報酬が標準的な水準と異なる場合にどのような問題が生じるのであろうか。興味深いことに，この問題に関する各国の先行研究での議論は，「標準的な水準よりも高い監査報酬を受け取っている場合の影響」に着眼している場合が多い。高額報酬を受け取ることと引き換えに，監査人が独立性を損なうという考え方がその根底にあるからである（Mautz and Sharaf, 1961）。とはいえ，数は少ないものの，「監査報酬が標準よりも低い場合の影響」を分析した先行研究も近年は存在する。その種の研究では，監査報酬が低いことの背景には，監査資源投入量（あるいは監査人の努力）の低下があるため，それによって監査の品質が低下することが予測されている。本節の冒頭で確認した，リスクと監査資源投入量の関係を前提とすれば，合理的に導き出せる関係であろう。実際，Asthana and Boone（2012）は，標準よりも低い監査報酬が支払われるほど，経営者の会計的裁量行動が促進されていることを明らかにしている。他にも，Blankley et al.（2012），Lobo and Zhao（2013），および Ettredge et al.（2014）は監査報酬が標準よりも低いほど，修正再表示（restatement）²⁾が行われる（つまり，監査の品質を損なう）という結果を報告しているのである。したがって，「標準よりも低い監査報酬」と「監査の品質の低下」には，システマティックな関係が

存在しているといえる。

それでは、本稿での分析課題である、「固定的な監査報酬の支払い」に目を向けてみよう。先に確認したように、日本の上場企業の中には、本来支払われるべきよりも低い水準の報酬を固定的に支払っている企業が一定数存在している。標準よりも低い監査報酬が監査の品質を損なうことを前提とすれば、低い水準で、かつ固定的な報酬を支払っているという状況は、監査の品質が大きく損なわれている可能性を示唆する。その水準が低いだけでなく、クライアントのリスク状況に応じて監査資源の投入量を変動させていないという状況は、監査の品質を維持する、あるいは向上させるとは考えられないからである。以上の議論のもとで、本稿では、固定的な監査報酬の支払いと監査の品質との関係について、次の仮説を設定する。

仮説1：固定的な監査報酬の支払いは低い品質の監査と関係している。

2.2 監査人の規模と監査の品質

前項では、低廉かつ固定的な監査報酬の支払いによって、監査の品質が低くなるという関係について仮説を設定した。そこでは、固定的な監査報酬と監査品質の関係を一律に捉えて議論をしたが、この関係性は、監査人の属性によって異なる可能性がある。本項では、この可能性について掘り下げ、本稿で検証するもう1つの仮説を設定する。

監査報酬は、クライアントと監査人の交渉によって決定される。そのため、クライアント企業のリスク等を捉える様々な属性に加えて、クライアントと監査人の交渉力の違いが監査報酬額に影響を及ぼす。他の条件が一定であれば、監査人（クライアント）側に交渉力がある時には、クライアントはより高額（少額）の監査報酬を支払うことが予想されるのである。それでは、交渉力という点から、現代の監査市場をどのように理解することができるのだろうか。一般には、大きく2つに分かれるといわれている。すなわち、大手の監査事務所による寡占状態が進んでいる市場と、それ以外の事務所がしのぎを削る競争的な市場である。³⁾ 理論的には、寡占状況にある大手監査事務所の市場では、潜在的なクライアント数に比して監査サービスを提供する主体の数が少ないのであるから、監査事務所側がより強い交渉力を発揮することが予想される（例えば、Francis, 1984）。本稿で分析対象としている固定的な監査報酬という側面のみでみた場合、ベースとして監査報酬が低廉であるという日本の状態に鑑みると、監査人側により交渉力がある（つまり大手の監査事務所）ならば、監査人はクライアントのリスク状況に連動するような監査報酬（つまり固定的でない監査報酬）を設定できる可能性が高い。

また、監査人の規模と監査報酬の関係については、交渉力の他にも、監査の品質に対するプレミアムという枠組みで議論されることがある。この点につき、学術研究では、DeAngelo

(1981) による説明理論に依拠することが多いが、その根拠は次のようなものである。すなわち、大手の監査事務所はクライアント数が多いために、個別のクライアントに対する報酬依存度合いが低い。そのため、1つの監査の失敗のためにその他多くのクライアントを失うリスクが大きく、評判を維持するために高品質の監査サービスを提供するという動機がより強く働くのである。この理論と整合して、監査事務所の規模が大きいほど監査の品質が高いことを明らかにしている結果が蓄積されている (Becker et al., 1998; Francis et al., 1999; Eshleman and Guo, 2014 など⁴⁾)。この関係のもとで大手事務所に支払われる報酬を考えると、品質の高いサービスに対しては、それに見合う対価の支払いが行われるはずという予測ができる。そして実際、多くの先行研究で、監査事務所の規模が大きいほど、企業はより高額の監査報酬を支払っていることが明らかにされている (Francis 1984; Palmrose, 1986; Hay et al., 2006 など)。

以上の議論をまとめると、大手の監査人はより高い交渉力をもち、より品質の高いサービスを提供することで、より高額な監査報酬を設定できると考えられる。この関係を仮説1に照らして考えてみると、1つの疑問が湧き出てくる。もし、日本において大手事務所のクライアントが、固定的な監査報酬を支払っていたとすれば、それは何を意味するのか、という疑問である。仮説1の導出過程で議論したように、固定的な監査報酬の支払いは監査の品質低下を招く可能性がある。本来であれば、提供するサービスの品質が高く、交渉力も高い大手監査事務所は、固定的な監査報酬で甘んじるとは考えられない。それにもかかわらず、固定的な報酬の受け取りを承諾しているならば、その影響は顕著な形で現れるであろう。その理由として、まず、大手事務所はクライアントの状況に応じて資源の配分をより機動的に変化させることで高品質なサービスを維持しているはずであるが、報酬が固定化したクライアントに対してはそのような対応が不可能になる。それに加えて、(高い品質のサービスを提供しているはずであるにもかかわらず) 報酬に関して交渉できていないという状況は、監査人の独立性が大きく損なわれている可能性が高い。また、大手監査事務所はベースとして高品質のサービスを提供しているはずであるため、当該サービスの質が維持できないことによる影響は、より大きなインパクトをもつかもしれない。この関係を検証するため、本稿では次の仮説2についても検証する。

仮説2：固定的な監査報酬の支払いと低い品質の監査の関係は、大手の監査事務所においてより顕著に観察される。

3 サンプル企業の選択

3.1 監査の品質指標

本稿では、監査の品質の代理変数として、不正会計が行われていたか否かに着目する。本来、財務諸表に重要な虚偽の表示があり、当該表示が訂正されないまま一般に開示されることになれば、監査人はその広範性に応じて限定意見や不適正意見を表明しなければならない。しかし、実際には、全ての監査人が、重要な虚偽表示のある財務諸表に対して、限なく意見の限定等が出来ているわけではなく、後になってから、無限定適正意見が表明された財務諸表に重要な虚偽の表示が存在していることが判明することがある。これは、監査の失敗を意味し、当該監査の品質は著しく低かったことを意味する。このような考え方にに基づき、学術研究では、クライアントによって行われる不正会計を監査の品質尺度として利用することが定着している (Carcello and Nagy, 2004; Markelevich and Rosner, 2013, DeFond and Zhang, 2014 など)。日本の学術研究では、不正会計の研究があまり進展していないためにこの種の研究は少ないが、本稿では、不正会計企業を先行研究に倣って特定することで、不正会計を監査の品質指標として利用し、前節で示した2つの仮説を検証する。

ここで、仮説1と2で一般化して記述した仮説を不正会計に当てはめ、説明を追加しておく。不正会計を行う企業は、多かれ少なかれ、その兆候（不正リスク要因）が表れているはずである。本来、監査人は通常の監査手続においてそのような不正リスク要因を発見した場合、適切な対応をとらなければならない。その対応は、通常、追加的な監査手続を要することになるから、結果的に監査報酬は増加するはずであるし、識別された不正リスクに対応した結果として、重要な虚偽の表示が修正された状態で財務諸表は開示されることになる。この関係を裏返しにみているのが、本稿の仮説である。すなわち、不正会計企業について、報酬が固定されていたということは、監査人が不正リスク要因を識別せずに適切な対応をとらなかったか、あるいは識別していたとしても、何らかの理由で対応しなかったことを意味する。このような、監査の品質が損なわれている状況を監査報酬との関係で検証しようとするのが仮説1と2である。

3.2 不正会計企業の特定

不正会計を監査の品質の代理変数として用いるためには、不正会計に関わった企業を特定する必要がある。ここでは、その収集プロセスについて説明する。まず、事例の収集期間は2005年1月から2016年9月までとする⁵⁾。国内取引所に上場する企業は、過去の開示情報に訂正が必要な場合や投資家への重要な影響がある場合に適時開示による情報開示が求められる（東京証券取引所上場規定402条、416条）ため、適時開示情報により不正会計の事実を開示

した企業を不正会計企業として特定する。なお、近年の不正会計に該当する適時開示は「不適切な会計処理」として開示されることが多く、その内容としては不正会計を示すものと誤謬によるものが含まれるが、本稿で扱うのは基本的に不正会計のみとする。⁶⁾

具体的なサンプル抽出プロセスは、以下のとおりである。(1) 適時開示のタイトルのキーワード検索、(2) 適時開示本文内容に基づく不正会計の判定、(3) 調査主体（証券取引等監視委員会（以下、SESC）、第三者委員会）に基づく不正会計の判定である。⁷⁾ まず、対象期間の全ての適時開示情報から、タイトル検索により、不適切な会計処理に該当する適時開示情報を抽出する。⁸⁾ その結果、不正会計だけでなく誤謬による不適切な会計処理も抽出されるため、抽出された適時開示の本文の内容から、意図的な虚偽表示を示す文言が含まれる事例を企業が自ら不正会計を開示する事例として抽出する。⁹⁾ この手順により企業が自ら不正を行ったことを明らかにしている事例が抽出されるものの、不正であるかどうかは明らかにされていない場合がある。そのような場合への対応として、SESC の処分を受けた場合や、企業が第三者委員会を設置して調査が行われた場合は不正であった可能性が高いものとみなし、不正会計事例として抽出した。^{10) 11)} なお、上記の手順に該当する開示は同一の不正会計事例に対して複数の開示が行われる場合が多いため、同じ不正会計の事例に対応する開示は事例単位で 1 件として集約する。以上の結果として、486 件の不正会計事例（企業×年）が抽出された。¹²⁾

3.3 分析対象企業の抽出

前項で述べたプロセスを経て抽出した不正会計事例の件数からもわかるように、不正会計が起こる企業は上場企業全体に比べると、わずかな割合である。このような頻度で起こる事例を分析対象にする場合、テスト企業（不正会計事例）に対応するコントロール企業を選択することで、その分析の有効性を高めるという方法がある（Butler et al., 2004 など）。本稿でも、このアプローチを採用する。

まず、コントロール企業の抽出と実際の分析のために、イベント年（ t 期）を決めなければならない。これについては、いくつかの選択肢がありえるが、本稿では企業の開示資料から不正会計の開始年を特定し、ここを t 期とした。なお、開示資料から開始年を特定できない場合には、その事例は分析から除外している。コントロール企業の抽出は、 $t-1$ 期の情報に基づいて行う。¹³⁾ 具体的な抽出基準は、①同業種（東証33業種分類）に属していること、②大手監査事務所のクライアントであるか否か、および③当期純利益／総資産（ROA）が近似していること、を示した順で適用した。つまり、不正会計を行った企業（以下、不正会計企業とする）と同業種に属している企業を、担当している監査事務所の規模によって区分した後で、ROA が最も近似する企業（不正会計事例でないもの）をコントロール企業として

採用したのである。¹⁴⁾

コントロール企業の選定プロセスと、次節で示す回帰式の変数の推定に用いたデータベースは、NEEDS-FinancialQUEST、NEEDS 企業基本データ、NEEDS-Cges（以上は日本経済新聞社）、およびNPM（金融データソリューションズ）である。¹⁵⁾ 上記では、不正会計企業とそれに対応するコントロール企業の抽出過程について述べたが、その抽出プロセスの前に、次節で述べる分析モデルに用いられる変数に必要なデータが入手できることが要件となる。また、金融業でないこと、決算月数が12か月であること、共同監査でないこと、もサンプル抽出要件としている。以上のプロセスを経て、最終的に分析サンプルとして残った企業数は、366（不正会計企業とコントロール企業がそれぞれ183）企業×年となった。

4 分析モデルと単一変量の分析

4.1 分析モデル

本稿では、不正会計の存在を監査品質の代理変数として用いた Carcello and Nagy (2004) にしたがって、不正会計の有無 (*FRAUD*) を従属変数、検証変数である固定的な監査報酬の支払い (*N_CHG*) とコントロール変数を独立変数とする下記のモデルを構築し、仮説を検証する。

$$\begin{aligned} FRAUD_t = & \beta_0 + \beta_1 N_CHG_t + \beta_2 SIZE_{t-1} + \beta_3 LEV_{t-1} + \beta_4 CFO_{t-1} + \beta_5 YRS_LST_t \\ & + \beta_6 BTM_{t-1} + \beta_7 TENURE_t + \beta_8 BD_OUT_{t-1} + \beta_9 BD_SIZE_{t-1} + \varepsilon \end{aligned}$$

時点に関する添字を捨象した各変数の定義は次のとおりである。*SIZE*=期首総資産の自然対数、*LEV*=期首総負債/期首総資産、*CFO*=前期営業活動によるキャッシュフロー/期首総資産、*YRS_LST*=上場からの年数の自然対数、*BTM*=期首自己資本/期首時価総額、*TENURE*=監査事務所の継続監査期間が2年以下であれば1とするダミー変数、*BD_OUT*¹⁶⁾=社外取締役役員数/取締役役員総数、*BD_SIZE*=取締役役員総数/期首総資産の自然対数。なお、取締役会に関する2つの変数は、監査役会設置会社である場合には、監査役会の人員も足し合わせている。

不正会計を行う企業は、財政状態が悪化していることが多いため、*LEV*、*CFO*、*BTM*はそれをコントロールするための変数である。また、不正会計は、頻度という意味では、相対的に若く、規模の小さい企業によって行われるケースが多いため、*SIZE*と*YRS_LST*もコントロール変数に含めている。監査人の属性については、事務所の規模によるマッチングをすでに行っているため、その他の重要な属性として、監査の品質に影響を及ぼすことが明らかにされている *TENURE* をコントロールした (Myers et al., 2003)。さらに、取締役会の有効性が高いほど不正会計の抑止力となることも先行研究によって明らかにされているため、

BD_OUT と *BD_SIZE* を含めている (Beasley, 1996)。表 1 は、各変数の基本統計量を示している。なお、連続変数については、上下 3σ を超える値を 3σ に置換することで、異常値が及ぼしうる影響に事前対処している。

表 1 基本統計量

	<i>FRAUD</i>	<i>N_CHG</i>	<i>SIZE</i>	<i>LEV</i>	<i>CFO</i>
Mean	0.500	0.336	24.334	0.573	0.064
Std.	0.501	0.473	1.902	0.272	0.623
P25	0.000	0.000	23.197	0.403	0.005
Median	0.500	0.000	24.231	0.592	0.045
P75	1.000	1.000	25.545	0.736	0.078
N	366	366	366	366	366
DB		企業基本	FQ	FQ	FQ
	<i>YRS_LST</i>	<i>BTM</i>	<i>TENURE</i>	<i>BD_OUT</i>	<i>BD_SIZE</i>
Mean	2.837	1.037	0.156	0.284	0.470
Std.	1.073	0.807	0.363	0.136	0.134
P25	2.079	0.508	0.000	0.182	0.372
Median	2.833	0.885	0.000	0.250	0.451
P75	3.871	1.327	0.000	0.375	0.540
N	366	366	366	366	366
DB	Cges	FQ・NPM	企業基本	Cges	Cges

注) 基本統計量は、上から順に平均値、標準偏差、25パーセンタイル値、中央値、75パーセンタイル値、サンプル数である。DB は変数の算定に用いたデータベースを意味しており、データベースはそれぞれ、企業基本：NEEDS 企業基本データ、FQ：NEEDS-FinancialQUEST、Cges：NEEDS-Cges、NPM：NPM である。

4.2 単一変量の分析

仮説にしたがえば、固定的な監査報酬を支払っている企業の割合は、コントロール企業よりも、不正会計企業に集中していることが予想される。そこで、単一変量でみた場合に、そのような偏りが観察されるか否かを確認する。表 2 は、Panel A に分析対象となる企業全てを、Panel B に大手監査事務所のクライアントである分析対象企業について、固定的な報酬の支払いと不正会計の有無について、分割表を示している。

表 2 からわかるように、Panel A の全体サンプルについて、単一変量でみると固定的な監査報酬を支払っている企業ほど不正会計を行うというわずかな傾向があるように思えるが、独立性の (カイ 2 乗) 検定では、この関係は統計的に有意ではない。また、大手事務所のクライアントに絞った Panel B では、Panel A よりも若干強く偏りが出ているように思えるが、算定されたカイ 2 乗値は、p 値が 10% を上回っている。つまり、単一変量の検証では、仮説 1 と仮説 2 の両方について、整合するような関係があるとはいえない。

表 2 分割表

Panel A: 全体サンプル				
	<i>N_CHG</i>			
	0	1	Total	
<i>FRAUD</i>				
0	124	59	183	
1	119	64	183	$\chi^2=0.3061$
Total	243	123	366	$p\text{-value}=0.580$
Panel B: 大手監査事務所サンプル				
	<i>N_CHG</i>			
	0	1	Total	
<i>FRAUD</i>				
0	97	39	136	
1	80	48	128	$\chi^2=2.3235$
Total	177	87	264	$p\text{-value}=0.127$

5 実 証 結 果

続いて、本節では主たる分析である多変量分析の結果をみてみよう。表 3 は、仮説 1 の検証結果である。¹⁷⁾ 従属変数が 2 値変数である場合、一般にはプロビット回帰かロジット回帰が適用される。ここでは、その両方の結果を提示することで、推定結果の頑健性を確認する。表 3 の結果をみると、*N_CHG* はその係数が正の値であるものの、統計的に有意ではない。仮説 1 のもとでは、*N_CHG* の係数が正で有意な値となることが予想されるため、表 3 の結果は仮説 1 と整合しない。なお、統計的に有意な係数をもつ *CFO* について、これが負で有意であることは、キャッシュフロー状況が悪化するほど、不正会計が起りやすいことを意味している。

続いて、仮説 2 の結果をみていく。表 4 には、全体サンプルを大手 (Panel A) とそれ以外 (Panel B) に区分した場合の推定結果を提示している。¹⁸⁾ Panel A をみると、*N_CHG* の係数が正で有意な値であり、仮説 2 を支持している。一方、Panel B は、*N_CHG* の係数が有意ではなく負の値をとっている。全体サンプルにおいて有意な結果とならなかったのは、大手サンプルとその他サンプルにおいて、*N_CHG* と *FRAUD* の関係が反対の方向であったことに起因しているのかもしれない。コントロール変数については、Panel A と Panel B ともに統計的に有意な水準を示す変数はほとんどなく、Panel B の *TENURE* が正で有意なだけである。

表3 全体サンプルの推定結果（仮説1）

	probit	logit
<i>N_CHG</i>	0.163 (1.10)	0.265 (1.10)
<i>SIZE</i>	0.035 (0.74)	0.056 (0.74)
<i>LEV</i>	0.387 (1.28)	0.625 (1.28)
<i>CFO</i>	-1.013* (-1.78)	-1.634* (-1.73)
<i>YRS_LST</i>	-0.069 (-0.83)	-0.110 (-0.83)
<i>BTM</i>	-0.027 (-0.27)	-0.045 (-0.28)
<i>TENURE</i>	0.203 (1.05)	0.322 (1.04)
<i>BD_OUT</i>	0.500 (0.88)	0.804 (0.87)
<i>BD_SIZE</i>	0.731 (1.25)	1.168 (1.25)
<i>Constant</i>	-1.388 (-1.28)	-2.210 (-1.28)
Observations	366	366

*：10%有意

表4 大手監査事務所サンプル（仮説2）とその他サンプル

	Panel A: 大手監査事務所サンプル		Panel B: その他サンプル	
	probit	logit	probit	logit
<i>N_CHG</i>	0.356** (1.98)	0.576** (1.97)	-0.247 (-0.87)	-0.403 (-0.87)
<i>SIZE</i>	0.048 (0.77)	0.077 (0.79)	0.057 (0.71)	0.088 (0.67)
<i>LEV</i>	0.482 (1.17)	0.774 (1.18)	0.338 (0.72)	0.550 (0.70)
<i>CFO</i>	-0.527 (-0.44)	-0.812 (-0.42)	-0.725 (-1.27)	-1.157 (-1.20)
<i>YRS_LST</i>	-0.149 (-1.46)	-0.240 (-1.46)	0.080 (0.53)	0.141 (0.55)
<i>BTM</i>	-0.040 (-0.32)	-0.066 (-0.33)	-0.072 (-0.43)	-0.112 (-0.41)
<i>TENURE</i>	-0.137 (-0.50)	-0.223 (-0.50)	0.536* (1.78)	0.867* (1.74)
<i>BD_OUT</i>	0.108 (0.15)	0.171 (0.15)	0.867 (0.81)	1.418 (0.78)
<i>BD_SIZE</i>	0.949 (1.42)	1.526 (1.42)	-0.011 (-0.01)	-0.040 (-0.02)
<i>Constant</i>	-1.581 (-1.16)	-2.550 (-1.17)	-1.921 (-0.96)	-3.020 (-0.92)
Observations	264	264	102	102

**：5%有意, *：10%有意

6 結論と展望

本稿では、固定的な報酬の支払いが監査の品質にどのような影響を及ぼすかについて分析した。具体的には、固定的な報酬の支払いが監査の品質を損なうという第1の仮説、およびその効果は大手監査事務所において顕著に観察されるという第2の仮説を設定し、これらを検証したのである。不正会計が行われたか否かで監査の品質を測定し、固定的な報酬が支払われている企業と不正会計の有無との関係を分析し、2つ目の仮説についてそれを支持する結果を得た。つまり、固定的な監査報酬の支払いは、リスクに見合った監査資源の投入を阻害し、監査の品質を損なうが、その傾向は、大手の監査事務所についてのみ観察されるのである。日本市場において監査報酬が低廉であり、かつ固定的な報酬を支払い続けているという実態がある中で、その経済的帰結に関する分析はあまり行われてこなかった。その意味で、本稿での分析は、監査報酬と監査の品質の関係について、新たな証拠を提供したといえる。

ただし、本稿の分析にも改善の余地はある。本稿では、Carcello and Nagy (2004) に倣って回帰モデルを設定したが、採用したコントロール変数の多くが有意な値とならなかった。このような結果となったのは、コントロール企業の選択基準によって、不正会計企業の属性に極めて近いコントロール企業を抽出できていることによるものと思われるが、選択したコントロール変数が日本における不正会計企業の属性を十分に捉えていないことを示している可能性もある。また、固定的な報酬を支払っている企業について、日本企業の一般的な傾向に照らして、監査報酬の水準が低廉であることを前提としたが、この前提の妥当性について、検証する必要があるかもしれない。さらに、不正会計企業を対象としたことに関して、サンプル数が少ないことや、不正会計の影響額の大きさを考慮していない点も本研究の限界である。これらの問題は、監査の品質について代替的な指標を用いたり、より多面的な分析を行うなどして対処する必要がある。

注

- 1) 本稿では、重要な虚偽表示リスクの意味で「リスク」という用語を用いる。ただし、文脈によっては、結果としての監査リスク（つまり重要な虚偽表示を看過するリスク）や、より狭義なリスク（たとえば、不正リスク）等の意味合いで用いることもある。それぞれ、重要な場合はリスクの内容を明記するが、それによってリスクの意味内容が限定的にしか解釈されない可能性がある場合には、あえて一般化して「リスク」という表現を使うこともある。これは、PCAOB (2015) がその議論の中で、リスクの内容を特定していないことも整合した利用法である。
- 2) その一方で、少数であるが標準よりも低い監査報酬と監査の品質に統計的に有意な関係を発見していない先行研究も存在する。例えば、Choi et al. (2010) がそれにあたる。ただし、より近年の研究における研究の蓄積、および理論的合理性をもつという点を考慮して、本稿では、標準

よりも低い監査報酬は監査の品質を損なうと考えて議論している。

- 3) もちろん、両市場は完全に独立して存在しているわけではなく、両タイプの監査事務所が選択肢となるような企業も存在している。
- 4) ただし、監査事務所の規模と監査の品質の関係については、内生性をコントロールすると有意な関係がなくなること示す先行研究も存在する (Lawrence et al., 2011 など)。
- 5) 適時開示情報制度は2005年より国内の全ての取引所に上場する企業の適時開示が一本化された (河野, 2008, 230頁) ため、サンプルの対象期間は2005年以降とした。
- 6) 「不適切な会計処理」とは、意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、またはこれを誤用したことによる誤りを意味し、不正と誤謬は区別されていない (日本公認会計士協会「不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項について」, 2012年3月)。
- 7) それぞれのプロセスで利用したデータベース、情報源は次のとおりである。適時開示情報は株式会社プロネクサスが提供する「eol データベースサービス」、SESCの処分事例は証券取引委員会の Web サイトである。
- 8) 日本企業を対象に不正会計サンプルを収集した Song et al. (2016) を参考とし、(1) のキーワード検索による抽出を行った。抽出に用いたキーワードは実際の不適切な会計処理の適時開示で用いられている文言に基づいて幅広く設定した。具体的には「不正 横領 着服 流用 流失 架空 循環 会計処理 適切でない 過大 過小 不適 不祥 調査 第三者委員会 報告書の受領 報告書受領 内部統制報告書の訂正 有価証券報告書の訂正 過年度決算 過年度の有価証券 過年度の決算 過年度の業績 過去の業績 業績に影響 業績へ影響 訂正有価証券報告書 逮捕 告訴 元役員 元従業員 提出遅延 提出の遅延 期限延長 期限の延長 期限延期 期限の延期 課徴金 改善報告書 公表措置」のいずれかがタイトルに含まれる場合とした。
- 9) 具体的な不正に類する文言は、「不正 偽装 仮装 偽造 改竄 捏造 隠蔽 架空 循環 共謀 実在しない 実態を伴わない 過大計上 原価付替 利益操作 目標達成 予算達成 上場基準クリア 横領 流用 着服」およびこれらと同じ内容を示す文言である。判定は筆者の1人が目視により行った。
- 10) 本稿で採用した不正会計の判別方法の(2)および(3)は、米国企業をベースに開示情報の不正と誤謬の判別を行った Hennes et al. (2008) を参考としている。
- 11) 不正調査のために設置される調査委員会が社外調査委員会または第三者委員会に該当するか否かは、第三者委員の構成の開示において日弁連「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン (2010年12月17日改訂)」を考慮している旨の記載の有無や、ガイドライン第2第5項利害関係、第5委員等についての指針を参考とした。具体的には社内役員が含まれないこと、社外役員は半数未満で独立性を阻害されない記述があること、調査委員長は社外役員ではなく外部の専門家などの第三者であること、顧問弁護士が含まれないこと、の全てに該当する場合とした (長島・大野・常松法律事務所、あずさ監査法人編, 2010, 95-97頁)。
- 12) 収集されたサンプルは適時開示された不正会計事例を対象としている。企業が適時開示を行うための判断基準は監査における重要性の判断基準とは異なることがあるため、企業が適時開示を行う程度に重要な不正会計であるとしても、それが必ずしも監査の失敗を意味するとは限らない。そもそも、その時点で有効な一般に公正妥当と認められる監査基準を適用していても、必ずしも

全ての重要な虚偽表示を見つけられるわけではない。とはいえ、結果的に監査上重要ではない不正会計と判断される場合であっても、不正会計が看過されていた事実に違いはなく、内部統制上の問題などの不正リスクの端緒が見過ごされていたことを意味し、監査の品質が低い状況に該当すると考えられる。よって、本稿では適時開示された不正会計を監査の品質が低下した状況の代理変数として用いる。

- 13) 不正会計の開始年を t 期としたのは、不正会計が行われた期と連続しているが、不正会計が行われていない期 ($t-1$ 期) の情報に基づいてコントロール企業を抽出するためである。
- 14) この方法で抽出した場合に、不正会計企業に対応させるコントロール企業が不正会計事例であった場合は、当該不正会計企業をサンプルから除外した。
- 15) データベースと変数の対応関係は表 1 を参照されたい。
- 16) BD_SIZE については、取締役会（および監査役会）の規模を総資産の自然対数で除さない方法でも推定したが、その場合でも次節で示す結果の全体的な傾向に変化はなかった。
- 17) 本稿では、イベントによる影響のない期間（つまり、 $t-1$ 期）の情報をもとにコントロール企業を選択している。そのため、不正会計企業かコントロール企業のいずれかが $t-1$ 期から t 期にかけて大手（大手以外）から大手以外（大手）へ監査事務所を変更した場合に、 t 期における監査事務所規模の対応関係が不正会計企業とコントロール企業の間で失われてしまう。この問題が結果に及ぼす影響を確認するため、コントロール企業の選択方法は同じで、 $t-1$ 期から t 期にかけて監査事務所を変更していない企業だけを分析対象としたが、表 3 と表 4 における結果の全体的な傾向に変化はなかった。
- 18) コントロール企業の選択において、多くの研究で用いられる基準である企業規模ではなく利益率を用いたのは、その前段階での監査事務所の規模によるマッチングによって、企業規模はある程度コントロールできていると考えたためである。有意な結果となった仮説 2 の結果の頑健性を確かめるため、監査事務所の規模とクライアントの規模 ($SIZE$) によるマッチングを行ったが、その場合には、大手監査事務所サンプルで推定される N_CHG が正の値となるものの有意水準が低下した。この結果は、マッチングの方法によって結果が頑健ではないということを示しているかもしれないが、規模を捉える 2 つの変数によるマッチングが有効ではない可能性もある。

引用文献

- Asthana, S. C., and J. P. Boone. 2012. "Abnormal audit fee and audit quality." *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 31 (3): 1-22.
- Beasley, M. 1996. "An empirical analysis of the relation between the board of director composition and financial statement fraud." *The Accounting Review*, 71 (4): 443-465.
- Becker, C. L., M. L. DeFond, J. Jambalvo, and K. R. Subramanyam. 1998. "The effect of audit quality on earnings management." *Contemporary Accounting Research*, 15 (1): 1-24.
- Blankley, A. I., D. N. Hurltt, and J. E. MacGregor. 2012. "Abnormal audit fees and restatements." *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 31 (1): 79-96.
- Butler, M., A. J. Leone, and M. Willenborg. 2004. "An empirical analysis of auditor reporting and its association with abnormal accruals." *Journal of Accounting and Economics*, 37 (2): 139-165.
- Carcello, J. V., and A. L. Nagy. 2004. "Audit firm tenure and fraudulent financial reporting." *Auditing: A*

- Journal of Practice & Theory*, 23(2): 55-69.
- Choi, J.-H., J.-B. Kim, and Y. Zang. 2010. "Do abnormally high audit fees impair audit quality?" *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 29(2): 115-140.
- DeAngelo, L. E. 1981. "Auditor size and audit quality." *Journal of Accounting and Economics*, 3(3): 183-199.
- DeFond, M., and J. Zhang. 2014. "A review of archival auditing research." *Journal of Accounting and Economics*, 58(2): 275-326.
- Eshleman, J. D., and P. Guo. 2014. "Do Big 4 auditors provide higher audit quality after controlling for the endogenous choice of auditor?" *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 33(4): 197-219.
- Ettredge, M., E. E. Fuerherm, and C. Li. 2014. "Fee pressure and audit quality." *Accounting, Organizations and Society*, 39(4): 247-263.
- Francis, J. R. 1984. "The effect of audit firm size on audit prices: A study of the Australian market." *Journal of Accounting and Economics*, 6(2): 133-151.
- Francis, J. R., E. L. Maydew, and H. C. Sparks. 1999. "The role of Big 6 auditors in the credible reporting of accruals." *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 18(2): 17-34.
- Hay, D. C., W. R. Knechel, and N. Wong. 2006. "Audit fees: A Meta-analysis of the effect of supply and demand attributes." *Contemporary Accounting Research*, 23(1): 141-191.
- Hennes, K. M., A. J. Leone, and B. P. Miller. 2008. "The importance of distinguishing errors from irregularities in restatement research: The case of restatements and CEO/CFO turnover." *The Accounting Review*, 83(6): 1487-1519.
- Lawrence, A., M. Minutti-Meza, and P. Zhang. 2011. "Can Big 4 versus non-Big 4 differences in audit-quality proxies be attributed to client characteristics?" *The Accounting Review*, 86(1): 259-286.
- Lobo, G. J., and Y. Zhao. 2013. "Relation between audit effort and financial report misstatements: Evidence from quarterly and annual restatements." *The Accounting Review*, 88(4): 1385-1412.
- Markelevich, A., and R. L. Rosner. 2013. "Auditor fees and fraud firms." *Contemporary Accounting Research*, 30(4): 1590-1625.
- Mautz, R. K., and H. A. Sharaf. 1961. *The philosophy of auditing*. American Accounting Association Monograph No. 6. Sarasota, FL: American Accounting Association.
- Mock, T. J., and J. L. Turner. 2005. "Auditor identification of fraud risk factors and their impact on audit programs." *International Journal of Auditing*, 9(1): 59-77.
- Myers, J. N., L. A. Myers, and T. C. Omer. 2003. "Exploring the term of the auditor-client relationship and the quality of earnings: A case for mandatory auditor rotation?" *The Accounting Review*, 78(3): 779-799.
- Palmrose, Z. 1986. "Audit fees and auditor size: Further evidence." *Journal of Accounting Research*, 24(1): 97-110.
- Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB). 2015. *Concept release on audit quality indicators* (release no. 2015-005, July 1, 2015). Washington, DC: PCAOB.
- Simunic, D. 1980. "The pricing of audit services: Theory and evidence." *Journal of Accounting Research*, 18(1): 161-190.

Song, M., N. Oshiro, and A. Shuto. 2016. "Predicting accounting fraud: Evidence from Japan." *The Japanese Accounting Review*, 6: 17-63.

伊豫田隆俊・松本祥尚・林隆敏. 2015.『ベーシック監査論 七訂版』同文館出版.

監査人・監査報酬問題研究会. 2012.『わが国監査報酬の実態と課題』日本公認会計士協会出版局.

河野秀喜. 2008.「金融商品取引所における適時開示制度の概要」. 柴健次・須田一幸・薄井彰編著.
『現代のディスクロージャー ―市場と経営を革新する』中央経済社, 224-240頁.

高田知実. 2017.「日本における監査報酬維持企業の決定要因分析」.『産業経理』, 76(4), 121-132頁.

長島・大野・常松法律事務所, あずさ監査法人編. 2010.『会計不祥事対応の実務 ―過年度決算訂正事例を踏まえて』商事法務.

福川裕徳. 2012.『監査判断の実証分析』国元書房.

松本祥尚・町田祥弘. 2012.「監査報酬の意義」. 監査人・監査報酬問題研究会.『わが国監査報酬の実態と課題』日本公認会計士協会出版局, 3-25頁.